

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程（平成17年旭医大達第34号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者(以下「学長候補適任者」という。)を推薦できる者(以下「推薦資格者」という。)から推薦を求めるものとする。</p> <p>2 推薦資格者は、次に掲げる者とする。ただし、第2号から第10号に掲げる者については、非常勤職員は除く。</p> <p>(1) 学長及び理事</p> <p>(2) 専任の教員</p> <p>(3) 事務局長，事務局次長，課長及び課長補佐</p> <p>(4) 監査室の室長及び室長補佐</p> <p>(5) 病院に置かれる部署の技師長，技士長，副技師長及び副技士長</p> <p>(6) 副薬剤部長</p> <p>(7) 看護部長及び副看護部長</p>	<p>(略)</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者(以下「学長候補適任者」という。)を推薦できる者(以下「推薦資格者」という。)から推薦を求めるものとする。</p> <p>2 推薦資格者は、次に掲げる者とする。ただし、第2号から第10号に掲げる者については、非常勤職員は除く。</p> <p>(1) 学長及び理事</p> <p>(2) 専任の教員</p> <p>(3) 事務局長，<u>事務局企画調整役(総務・教務担当)</u>，事務局次長，課長及び課長補佐</p> <p>(4) 監査室の室長及び室長補佐</p> <p>(5) 病院に置かれる部署の技師長，技士長，副技師長及び副技士長</p> <p>(6) 副薬剤部長</p> <p>(7) 看護部長及び副看護部長</p>

- (8) 栄養士長
  - (9) 技術専門員
- 3～6 (略)

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**【改正理由】**

令和6年4月1日付け事務局組織改組に伴い所要の改正を行うものである。

- (8) 栄養士長
  - (9) 技術専門員
- 3～6 (略)

(略)